

児童虐待防止推進月間

11月は

子ども・若者育成支援強調月間

虐待が子どもに与える影響

子どもへの虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に大きな影響を与える、子どもに対する最も重大な権利侵害です。また、虐待は、次の世代に引き継がれる恐れもあります。よく「しつけ」であるか「虐待」であるかが議論されますが、たとえしつけのつもりであっても、なぜ叱られたのかが理解されないままに、恐怖感だけを与えてしまっている場合などは、親の思いや意図とは関係なく虐待となってしまう。つまり、子ども自身にとって有害かどうかで判断することが大切です。

「子どもの人権」をみんなで守ろう！

私たちが毎日の生活を送っているなかで、虐待を受けている子どもを見かけたり何か様子が変だなと感じたりしたら、下記の機関まで「相談、またはご連絡ください。相談者や連絡者の秘密は守られます。また、調査をした結果、虐待の事実がなかったとしても、責任を問われることはありません。まず、子どもの安全を最優先に考え行動する、それが大きな支援の輪へとつながる第一歩です。

子どもが本来持っている「生きる権利」「保護される権利」を守り、子どもの笑顔であふれる明るいまちをつくっていきましょう。

相談・連絡・問い合わせ先 ▼ 困り子ども青少年課 ☎26-0994番 FAX26-1768番、▼ 困り家庭児童相談室 ☎23-7838番、▼ 困り彦根子ども家庭相談センター ☎24-3741番、▼ 虐待ホットライン(24時間対応) ☎077-562-8996番、▼ お近くの民生委員・児童委員



ひこね燦ばれす秋祭

▼ いきいき講座受講生作品展 11月25日(木)～12月5日(日) (ただし11月29日(月)は休館、午前9時～午後9時(12月5日(日)は、午後3時まで) ▼ 1日体験講座(左の表のとおり) 事前に窓口での申し込みが必ずです。 11月2日(火)から先着順に受け付けます。

申込・問い合わせ先 ひこね燦ばれす(小泉町) ☎26-7272番、FAX26-7377番

講座名	日程	定員	受講料	教材費
食べるラー油を作ってレッツ!クッキング	11月27日(土) 13:00～16:00	20人	300円	500円
蒔絵体験 銘々皿を作る	11月28日(日) 14:00～16:00	20人	300円	1,000円
パソコンですてきな年賀状づくり	① 11月27日(土) 10:00～12:00	各回 20人	各回 200円	無料
	② 11月27日(土) 14:00～16:00			
パソコンで写真を使ってフォトムービーづくり	11月28日(日) 10:00～12:00	20人	200円	

有害環境の浄化活動

市内の駅などに設置している白ポストを中心に、露骨な性描写や粗暴性を助長する内容の雑誌・書籍、ビ

家族ふれあいサンデー 絵画・ポスターの作品展を開催します
作品展(市内小中学生による作品展) 場所 子どもセンター(日夏町) 期間 11月18日(木)～同25日(木)

豊かな心をはぐくむ家庭づくり

青少年の健全な人格形成にとって、家庭は最も基礎的な役割を果たします。家族が何でも自由に話し合え、親子が愛情と信頼の絆で結ばれた明るい家庭づくりが大切です。

滋賀県では毎月第3日曜日の「家庭の日」を「家族ふれあいサンデー」と位置づけています。親子がしっかりとコミュニケーションを取り、対話やふれあいの中で家族の一員としての役割意識や責任感を育てる機会にしましょう。

青少年を犯罪から守る活動

「子ども100番の家」は、登下校時や外出時の子どもにも万が一危険が迫ったときに、逃げ込むことができます。保護をしてもらえ家のことです。「子ども100番の家」のロゴ入りシールやプレートを子どもの目につくやすいところに設置して協力いただいています。現在約1,800件の設置協力者があり、子どもの安全確保や犯罪の抑止に役立っています。また、子どもを不審者から守るために、各地区でスクールガードの人を中心に見守り活動をしていただいています。

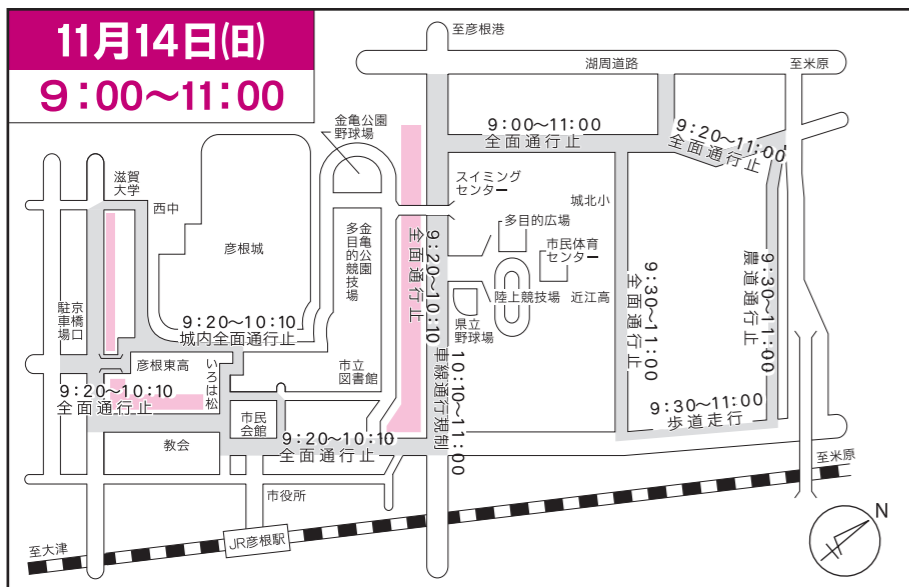
問い合わせ先 困り子ども青少年課 ☎26-0994番、FAX26-1768番

第24回彦根シテイマラソン

交通規制にご協力ください

※会場周辺の駐車場は、すぐに満車になることが予想されます。できるだけ、自転車や公共交通機関をご利用ください。

問い合わせ先 彦根シティマラソン実行委員会事務局(困り教育委員会保健体育課内) ☎22-88071番



滋賀県最低賃金は、10月21日から1時間706円です

滋賀県最低賃金は、常用・パートなど雇用形態を問わず、県内すべての労働者に適用されます。1人でも労働者を使用している事業主は、賃金を1時間706円以上支払う必要があります。(特定の産業には産業別最低賃金が定められています) 問い合わせ先 彦根労働基準監督署 ☎22-0654、FAX26-0241